共同で経営基盤の強化や事業環境の改善に取り組む中小企業の皆さんへ

中小企業高度化資金

中小企業高度化資金貸付事業（高度化事業）とは…

中小企業者の皆さんが、共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、組合等を設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターを建設する事業等に対し、資金及びアドバイスの両面から、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が一体となって支援する制度です。

中小企業高度化資金の特徴

1. 貸付条件は、長期・低利となっています。
2. 事業計画作成、貸付後の経営アドバイス等のサポートを受けられます。
   （貸付前に事業計画について専門的立場から診断助言を受けることが必要となります。）
3. 固定資産税の軽減や事業所税の非課税など、税制上の特別措置を受けられます。
4. 静岡県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が協調して融資する制度です。

貸付条件

貸付対象	土地、建物、構築物、設備
金利	金利は毎年見直しを行います（最新の金利についてはお問い合わせください） ※特別な法律に基づく事業等は無利子
貸付割合	原則として、貸付対象事業費の80％以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間3年以内）
償還方法	年賦又は半年賦
担保・金融機関保証・保証人	県の規程により徴求



主な貸付事業の種類

事業名	事業の目的や内容
集団化事業	●生産や物流に適した場所に工業団地などをつくり、みんなで移転する。 ●店舗が集まり、新たな場所に卸センターやショッピングタウンをつくる。
集積区域整備事業	●商店街や工場街など、区域全体を整備する。
共同施設事業	●物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくる。
施設集約化事業	●工場などが一つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居をする。 ●お店などが集まって、みんなで入るショッピングセンターをつくる。

貸付の主な流れ

1	2	3	4	5
融資相談	事前検討会	貸付申込・診断申込	診断※	貸付内定

6	7	8	9	10	11
貸付決定	完了届提出	貸付検査	資金交付	完了検査	事後指導

●貸付内定から資金交付まで通常2～3ヶ月かかります。貸付申込から貸付決定までは事業規模により期間は異なります。

※ 事業を実施しようとする中小企業者の皆さんには、計画が具体化する初期の段階から高度化事業計画の作成に関し県がアドバイスを行います。また、作成した高度化事業計画については、県が診断を実施し、計画の妥当性についてあらゆる見地から検討が行われ、問題がある場合には、計画の修正を行っていただきます。更に、診断・アドバイスは、貸付後も随時行われます。





税制上の特別措置

国税 高度化事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

地方税 共同利用機械等の固定資産税の軽減・事業所税の非課税

※特別措置の割合、金額等は、高度化事業の内容により異なります。

問い合わせ先
静岡県中小企業団体中央会 ☎054-254-1511
静岡県経済産業部商工業局商工金融課 ☎054-221-2506